

開発・建築を行うにあたって確認すること一覧(チェックシート)

敷地に関わる規制法令

R7.4.1時点

1 □		用途地域など	区域区分、用途地域、防火・準防火地域、建蔽率、容積率、高度地区、日影規制などに区域についてご確認ください。 ※横須賀市HP(わが街ガイド)及び都市計画課窓口で確認できます。	都市部 都市計画課
2 □		市街地再開発事業	市街地再開発事業の都市計画が定められた区域内で建築行為を行う場合は都市計画法53条の許可等が必要です。	都市部 都市計画課
			現に市街地再開発事業を施行又は検討している再開発準備組織について知りたい場合はまちづくり政策課にご相談ください。	経営企画部 まちづくり政策課
3 □		土地区画整理事業	土地区画整理事業の都市計画が定められた区域内で建築行為を行う場合は都市計画法53条の許可が必要です。	都市部 都市計画課
			既に土地区画整理事業を完了した区域内に、土地区画整理法に基づく土地利用制限はありません。 また、土地区画整理事業が施行された土地の測量図等を取得したい場合はまちづくり政策課のホームページを閲覧ください。	経営企画部 まちづくり政策課
4 □		地区計画 【都市計画法58条の2】	地区整備計画区域内で次に掲げる行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。 ①土地の区画形質の変更(都市計画法第29条第1項の許可を要する行為は、届出不要。) ②建築物の建築(次に掲げるものに限る。) ・湘南国際村地区内での建築行為 ・樹林地及び草地を含む敷地での建築物の建築 ・建築計画に地区計画条例に規定されていない地区整備計画の事項に関する行為が含まれている建築 ③工作物の建設(建築物に附属しない工作物に限る。) ④建築物の意匠等の変更(建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている地区内の行為に限る。) ⑤木竹の伐採(樹林地、草地等の保全に関する事項が定められている地区内での行為に限る。)	都市部 都市計画課
5 □		都市計画道路等 【都市計画法53条、65条】	都市計画道路等の都市施設の区域内で建築の計画をする場合は、許可が必要になります。 都市計画道路等の整備事業が始まっており、整備事業予定地内で土地の形質の変更、建築物の建築その他物件の設置等の行為を行う場合は、許可が必要になります。	都市部 都市計画課
6 □		特別緑地保全地区 【都市緑地法14条1項】	特別緑地保全地区で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は、許可が必要になります。	建設部 自然環境・河川課
7 □		近郊緑地保全区域 【首都圏近郊緑地保全法7条】	近郊緑地保全区域で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は、届出が必要になります。	建設部 自然環境・河川課
8 □		風致地区 【横須賀市風致地区条例2条】	風致地区で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は、許可が必要になります。	建設部 自然環境・河川課
9 □		地域森林計画対象森林 【森林法第10条】	地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採する場合は、届出が必要になります。	建設部 自然環境・河川課
10 □		宅地造成等工事規制区域 【宅地造成及び特定盛土等規制法12条】	一定規模以上の切土、盛土及び土石の堆積を行う場合は、許可が必要になります。	都市部 宅地審査防災課
11 □		都市再生特別措置法 【同法88条、108条】	居住誘導区域外で一定規模を超える建築行為や開発行為を行う場合は、届け出が必要になります。 都市機能誘導区域外で立地適正化計画における誘導施設を建築する場合は、届け出が必要になります。	都市部 都市計画課
12 □		急傾斜地崩壊危険区域 【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律7条】	急傾斜地崩壊危険区域で切土、盛土、水の停滞・放流等を行う場合は、許可が必要になります。	神奈川県 横須賀土木事務所

13 □		土砂災害特別警戒区域 【土砂災害防止法10条】	土砂災害特別警戒区域で特定開発行為を行う場合は、許可が必要になります。	神奈川県 横須賀土木事務所
14 □		地すべり防止区域 【地すべり等防止法18条】	地すべり防止区域で切土、盛土、水の停滞・放流等を行う場合は、許可が必要になります。	神奈川県 横須賀土木事務所
15 □		臨港地区 【港湾法38条の2】	臨港地区で一定規模以上の廃棄物処理施設、工場、事業場、排水きよ等を建設する場合は、届出が必要になります。	港湾部 港湾管理課
16 □		港湾隣接地域 【港湾法37条】	港湾隣接地域で構築物の載荷重が一定の載荷重を超える場合は、許可が必要になります。	港湾部 港湾管理課
17 □		港湾区域 【港湾法37条、公有水面埋立法2条】	港湾区域内で土石の採取等や埋立を行う場合は、許可が必要になります。	港湾部 港湾管理課
18 □		海岸保全区域 【海岸法8条】	海岸保全区域内で土地の掘削等を行う場合は、許可が必要になります。	(港湾区域・漁港区域内) 港湾部 港湾管理課
				(港湾区域・漁港区域外) 神奈川県 横須賀土木事務所
19 □		埋蔵文化財包蔵地 【文化財保護法93条1項】	埋蔵文化財包蔵地で調査以外の目的で行う土地の改変行為を行う場合は、届出が必要になります。	教育委員会 生涯学習課

行為に関わる法令・条例 開発・建築関連

20 □		法令確認 【土地利用基本条例8条】	次に掲げる土地利用を行う場合は、申出を行う必要があります。 ①土地の区画形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積及び建築物の建築で、当該土地利用の用に供する土地の面積が500平方メートル以上のもの ②土地利用の用に供する土地の勾配が30度を超え、かつ、高低差が3メートルを超える斜面地における区画形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積及び建築物(架台(柱又は壁及び床版(床版の面積の合計が100平方メートルを超えるものに限る。))で構成される工作物で、床版の上部を建築物の建築以外の目的に利用するものをいう。)を含む。以下本号において同じ。)の建築並びに建築物に接する地面の高低差が2メートルを超えるものの建築 ③建築物又は工作物で、高さ(建築物又は工作物が地面と接する最下位からの高さをいう。)が10メートルを超えるものの建築及び築造 ④ホテル、旅館、カラオケボックス、ぱちんこ屋及びゲームセンターその他規則で定めるもの(以下本号において「ホテル等」という。)の建築及び現に存する建築物の全部又は一部の用途をホテル等とする行為 ⑤1メートルを超える切土又は盛土を行うもの(切土又は盛土を行う土地の面積の合計が100平方メートルを超え、又は搬出入する土砂等の量の合計が100立方メートルを超えるものに限る。) ⑥海面における1,000平方メートル以上の埋立て ⑦その他規則で定める行為	都市部 都市計画課
21 □		大規模土地利用行為の協議 【土地利用基本条例9条】	次に掲げる土地利用を行う場合は、申出を行う必要があります。 ①土地の面積が1ha以上の土地の区画形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積・建築物の建築 ②1ha以上の海面の埋立て ③床面積の合計が、5,000平方メートル以上の集客施設の建築(商業地域及び近隣商業地域を除く)ほか	都市部 都市計画課
22 □		適正な土地利用の調整に関する条例の該当行為 【同条例2条、44条1項】	開発事業、建築物の建築、特定用途建築物への用途変更、宅地造成、墓地等の設置、工場跡地、海面の埋立行為、工作物の築造等における土地利用行為を行う場合は、承認が必要になる場合があります。	都市部 宅地審査防災課
23 □		特定建築行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の該当行為 【同条例13条1項】	開発事業、建築物の建築、特定用途建築物への用途変更、宅地造成、墓地等の設置、工場跡地、海面の埋立行為、工作物の築造等における土地利用行為を行う場合は、承認が必要になる場合があります。	都市部 宅地審査防災課

24 □		開発許可 【都市計画法29条】	500㎡以上の敷地で、建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする区画形質の変更(開発行為)は開発許可が必要になります。(市街化調整区域の場合は、面積の規模に関らず開発行為を行った場合、開発許可が必要になります。)	都市部 宅地審査防災課
25 □		建築許可 【都市計画法42条、43条】	市街化調整区域で建築物の建築を行う場合は、建築許可が必要となります。	都市部 宅地審査防災課
26 □		建築確認・許可・認定 【建築基準法・建築基準条例・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律】	①建築計画概要書の閲覧 ②建築基準法42条道路 ③記載事項証明書・住宅用家屋証明の取得 ④建築の許可・認定 ⑤建築確認申請 ⑥計画通知 ⑦神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の事前協議 ⑧建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定 ⑨容積率・建蔽率・高度地区・斜線制限に関する緩和・適用除外の相談、認定 ⑩建築協定	都市部 建築指導課
27 □		農地転用 【農地法4条1項、5条1項】	田・畑・採草放牧地を転用する場合は、農地転用の許可又は届出が必要になります	経済部 農水産業振興課 (農業委員会事務局)
28 □		航空障害灯の設置 【航空法51条1項、51条の2第1項】	地表面又は水面から60m以上の高さの物件を設置する場合は、航空障害灯の設置が必要になります。	国土交通省東京航空 局保安部 航空灯火・ 電気技術課
29 □		神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく計画書の届出 【同条例19条1項、34条1項】	①延べ面積2000㎡以上の建築物の新築、増築、改築を行う場合は、建築物温暖化対策計画書の提出が必要になります。 ②1又は2以上の建築物の新築を伴う、10000㎡以上の開発行為であって、新築しようとするすべての建築物の延べ面積の合計が5000㎡を超える場合は、特定開発事業温暖化対策計画書の提出が必要になります。	神奈川県環境農政局 脱炭素戦略本部室
30 □		電波伝搬障害防止制度 【電波法102条の2】	電波伝搬障害防止区域内で高さ31mを超える建築物又は工作物を新設・増設等する場合は、届出が必要になります。	総務省関東総合通信局 無線通信部陸上第一課
31 □		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出 【同法10条第1項】	次に掲げる対象建設工事を行う場合は、届出が必要になります。 ①床面積の合計80㎡以上の建築物の解体工事 ②床面積の合計500㎡以上の建築物の新築・増築工事 ③請負代金の額1億円(税込)以上の建築物の修繕・模様替等工事 ④請負代金の額500万円(税込)以上の建築物以外の工作物の工事	都市部 建築指導課

駐車場関連

32 □		駐車場の附置義務 【建築物駐車施設条例3条】	商業地域・近隣商業地域内で2000㎡を超える特定用途建築物又は3000㎡を超える非特定用途建築物を建築する場合は、駐車場を設置する必要があります。 上位以外の場所(周辺地区・ふくそう地区)で3000㎡以上の特定用途建築物を建築する場合も駐車場を設置する必要があります。 特定用途建築物・劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫若しくは工場またはこれらの2以上のもの	都市部 建築指導課
33 □		路外駐車場 【駐車場法12条、13条】	駐車場の面積が500㎡以上、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場を設置する場合、駐車場設置・管理規定の届出が必要になります。	都市部 建築指導課

協定関連

34 □		地区土地利用協定 【適正な土地利用の調整に関する条例55条】	地区土地利用協定(湘南鷹取3丁目9番街区)区域内で協定に定める行為を行う場合は、届出が必要になります。	都市部 都市計画課
35 □		まちづくり協定	次に掲げるエリアで協定に定める行為を行う場合は、まちづくり協定運営組織との協議が必要になります。 ①本町地区まちづくり協定 ②北久里浜地区まちづくり協定 ③米が浜通り等周辺地区まちづくり協定 ④JR衣笠駅周辺地区まちづくり協定	都市部 まちなみ景観課

36 □		横須賀中央エリアまちづくり景観協定	横須賀中央エリアまちづくり景観協定区域内で次の行為を行う場合は、協議会と協議又は届出が必要になります。 ①地盤面からの高さが10mを超える建築物又は工作物の建築行為等 ②延べ面積が1,000㎡を超える建築物の建築行為等又は業種転換・新規出店 ③道路の大規模修繕や大規模補修を伴う行為 ④土地や建物の用途を駐車場、工場、流通倉庫、ガソリンスタンド、ワンルームマンション、風俗営業等とする行為	都市部 まちなみ景観課
---------	---	-------------------	--	----------------

景観関連

37 □		屋外広告物 【横須賀市屋外広告物条例6条1項】	屋外広告物を設置又は表示する場合は、屋外広告物の設置許可が必要になります。	都市部 まちなみ景観課
38 □		景観法・景観条例 【景観法第16条第1項、第5項 横須賀市景観条例第7条第1項】	次に掲げる行為を行う場合は、景観法・景観条例に基づく届出・通知・景観協議が必要になります。 ①地盤面からの高さが10mを超える建築物に係る建築行為等 ②延べ面積が1,000㎡を超える建築物に係る建築行為等 ③地盤面からの高さが10mを超える準用工作物に係る建築行為等 ④道路内又は道路に突き出た建築物の建築行為等 ⑤景観推進地区内の基準等で定める行為 ⑥市が工事費の助成をする建築行為等 ⑦面積が1ha以上の開発行為	都市部 まちなみ景観課
39 □		色彩協議 【建築物等色彩協議要綱3条1項、2項】	建築物の建築、工作物の築造を行う場合、建築物等の外観の色彩協議が必要になります。	都市部 まちなみ景観課

下水・水道関連

40 □		下水道の工事等について 【下水道法16条、24条1項、下水道条例5条、27条1項】	下水道に関する工事を行う場合は許可等が必要になります。 ①公共下水道の工事等の承認・行為許可 ②私設下水道の工事の確認 ③排水区域外の使用	上下水道局 技術部給排水課
41 □		給水について 【横須賀市水道事業給水条例8条1項、10条1項】	給水装置の使用を開始、廃止、休止しようとする場合は、事前に届出が必要になります。 給水装置の工事を行う場合は、事前に申込みが必要になります。	上下水道局 技術部給排水課
42 □		下水道法の特定施設設置 【下水道法12条の3第1項】	下水道法11条の2第2項で定める特定施設を設置する場合は、届出が必要になります。	上下水道局 技術部水再生課
43 □		横須賀市下水道条例の除害施設設置 【横須賀市下水道条例10条の2第1項】	横須賀市下水道条例10条で定める除害施設を設置する場合は、届出が必要になります。	上下水道局 技術部水再生課
44 □		専用水道の工事・給水 小規模水道の工事・給水 【水道法32条、専用水道等の管理に関する条例6条、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲用水の確保に関する条例5条、12条】	専用水道の布設工事、小規模水道の施設工事を行う場合は、確認が必要になります。 簡易専用水道や小規模貯水槽の給水を開始した場合は、届出が必要になります。	民生局健康部 保健所生活衛生課
45 □		河川区域内の行為 【河川法20条等】	河川区域(準用河川、普通河川、市街化調整区域内の水路)内で工事、占用、掘削等を行う場合は、許可が必要になります。	建設部 自然環境・河川課

環境関連

46 (1) □		大気汚染防止法のばい煙発生施設の設置 【大気汚染防止法6条1項等】	大気汚染防止法施行令第2条で定めるばい煙発生施設等を設置する場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
46 (2) □		大気汚染防止法の揮発性有機化合物排出施設の設置 【大気汚染防止法17条の5第1項】	大気汚染防止法施行令第2条の3で定める揮発性有機化合物排出施設を設置する場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
46 (3) □		大気汚染防止法の一般粉じん発生施設の設置 【大気汚染防止法18条1項】	大気汚染防止法施行令第3条で定める一般粉じん発生施設を設置する場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課

46 (4) □		大気汚染防止法の水銀排出施設の設置 【大気汚染防止法18条の28第1項】	大気汚染防止法施行令第3条の5で定める水銀排出施設を設置する場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
47 □		騒音規制法の特設施設設置等 【騒音規制法6条1項、14条1項】	①工業専用地域以外で騒音規制法施行令第1条で定める特定施設を設置する場合は、特定施設の設置の届出が必要になります。 ②工業専用地域以外で騒音規制法施行令第2条で定める特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の実施の届出が必要になります。	環境部 環境保全課
48 □		振動規制法の特設施設設置 【振動規制法6条1項、14条1項】	①工業専用地域以外で振動規制法施行令第1条で定める特定施設を設置する場合は、特定施設の設置の届出が必要になります。 ②工業専用地域以外で振動規制法施行令第2条で定める特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の実施の届出が必要になります。	環境部 環境保全課
49 □		水質汚濁防止法の特設施設設置 【水質汚濁防止法5条1項、3項】	水質汚濁防止法施行令第1条、第3条の2、第4条の4で定める特定施設等を設置する場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
50 □		ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設 【ダイオキシン類対策特別措置法12条1項】	ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条で定める特定施設を設置する場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
51 □		土壤汚染対策法の調査 【土壤汚染対策法3条1項、7項、8項】	①特定有害物質を使用する水質汚濁防止法施行令第1条で定める特定施設の使用を廃止する場合は、調査が必要になります。 ②土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地(調査が一時免除されている土地)における形質変更※の面積の合計が900㎡以上となる場合は、調査が必要になります。 ※形質変更の面積については、最終的な地盤面が変わらなくても工事の過程で少しでも切盛が生じるようであれば面積に加算。また、舗装の撤去や杭打ちに関しても切土とみなされます。	環境部 環境保全課
52 □		土壤汚染対策法の土地の形質の変更 【土壤汚染対策法4条1項12条1項】	①土地の形質変更の面積の合計が3000㎡以上(有害物質使用特定施設に係る工場の敷地は900㎡以上)となる場合は、届出が必要になります。 ②形質変更時要届出区域において、土地の形質の変更をする場合、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
53 □		土壤汚染対策法の形質変更禁止 【土壤汚染対策法9条】	要措置区域において、汚染除去の実施措置及び軽易な行為等を除き、形質変更は禁止されます。	環境部 環境保全課
54 □		土壤汚染対策法の汚染土壌の搬出 【土壤汚染対策法16条1項】	要措置区域内又は形質変更時要届出区域の土地の土壌を同区域外へ搬出する場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
55 □		指定作業所の設置 【神奈川県生活環境の保全等に関する条例3条1項】	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に規定されている作業(指定作業)を行うために、指定された施設(指定施設)を設置する場合は、許可が必要になります。	環境部 環境保全課
56 □		大型小売店における夜間営業 【神奈川県生活環境の保全等に関する条例56条の2第1項】	店舗面積500㎡を超え、1000㎡以下で夜間(午後11時～午前6時)に小売業を営む場合は、届出が必要になります。	環境部 環境保全課
57 □		特定有害物質使用地・ダイオキシン類管理対象地の区画形質の変更 【神奈川県生活環境の保全等に関する条例60条1項、2項、3項、4項、63条の3】	特定有害物質使用地及びダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質の変更を行おうとする場合は、届出、土壤調査、報告が必要になります。 また、調査の結果が土壤汚染基準に適合しない場合は公害防止計画書及び周知計画書の提出が必要になります。公害防止計画及び周知計画が完了した場合は完了報告書の提出が必要になります。	環境部 環境保全課
58 □		工場施設内の緑化 【工場立地法6条1項、8条1項】	製造業・電気・ガス・熱供給業で敷地面積9000㎡以上又は建築面積3000㎡以上の場合は、届出が必要になります。	経済部 企業誘致・工業振興課
59 □		特定建築物の使用開始 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律5条1項】	興業行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館、学校、研修所、幼保連携型認定こども園の用途に供される部分の延面積が3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校、幼保連携型認定こども園は8,000㎡以上)の建築物の使用を開始する場合は、届出が必要になります。	民生局健康部 保健所生活衛生課
60 □		大規模小売店舗 【大規模小売店舗立地法5条1項、6条1項】	小売業を行うための店舗の用に供される床面積が1000㎡を超える場合は、届出が必要になります。	神奈川県産業労働局 中小企業部商業流通課
61 □		温泉目的の掘削 【温泉法3条1項、11条1項、14条の2第1項】	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削し、動力を設置し、採取する場合は、許可が必要になります。	神奈川県 (民生局健康部保健所生活衛生課経由)

廃棄物関連

62 □		廃棄物処理施設の設置に関する協議・許可 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律8条1項、15条1項、廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱3条1項】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条で定める一般廃棄物処理施設又は第7条で定める産業廃棄物処理施設を設置する場合は、許可が必要になります。またそれに先立ち事前協議が必要になります。	環境部 廃棄物対策課
63 □		廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の届出事項 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条の9、12条3項、神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例3条】	次に掲げる事項では届出が必要になります。 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2で定める指定区域内において土地の形質を変更する場合 ②産業廃棄物の生じた場所以外の場所(300㎡以上)で産業廃棄物を保管する場合 ③産業廃棄物の生じた場所以外の場所(100㎡以上)で産業廃棄物を保管する場合	環境部 廃棄物対策課
64 □		浄化槽の設置 【浄化槽法5条1項】	浄化槽の設置、又は構造若しくは規模の変更(軽微な変更を除く)を行う場合は、届出が必要です	環境部 廃棄物対策課
65 □		廃棄物の保管施設の設置・排出方法の協議 【廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例29条】	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、開発面積が500㎡以上のもの又は住戸数が20以上の共同住宅を建築する場合は、設置・排出方法の協議が必要になります。	環境部 廃棄物対策課

個別用途関連

66 □		特別養護老人ホーム等の設置 【老人福祉法15条4項、15条5項】	特別養護老人ホーム、養護老人ホームを設置する場合は設置認可が必要になります。	民生局福祉こども部 指導監査課
67 □		有料老人ホームの設置 【老人福祉法29条1項】	有料老人ホームを設置する場合は届出が必要になります。	民生局福祉こども部 指導監査課
68 □		介護保険の居宅サービス、施設サービス等の指定 【介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第48条第1項、第53条第1項、第54条の2第1項、第94条第1項、第107条第1項】	介護保険法に基づく居宅サービス等を行う場合は、事業者の指定又は許可が必要になります。	民生局福祉こども部 指導監査課
69 □		サービス付き高齢者向け住宅 【高齢者の居住の安全確保に関する法律5条1項】	法律上登録された「サービス付き高齢者向け住宅」であることを表示する場合は、登録が必要になります	公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会
70 □	 ・医療 ・薬事 ・病院 ・診療所 ・助産所 ・薬局	医療系の施設 【医療法7条1項、8条、医療法施行令第4条の2第1項、臨床検査技師等に関する法律20条の3第1項、医機法4条1項、24条1項、あはき法9条の2第1項、柔道整復師法19条1項、歯科技工士法21条1項】	次に掲げる施設を開設する場合は、許可、届出、登録が必要になります。 ①病院、診療所、助産所(医療法) ②薬局、医薬品販売業(薬機法) ③衛生検査所(臨床検査技師等に関する法律) ④施術所(あはき法、柔道整復師法) ⑤歯科技工所(歯科技工士法)	民生局健康部 保健所企画課
71 □		認定こども園法の施設 【認定こども園法17条1項、3条1項、3項】	幼保連携型認定こども園及びそれ以外の認定こども園を設置する場合は、認可が必要になります	民生局福祉こども部 子育て支援課
72 □		児童福祉法の施設 【児童福祉法34条の15第2項、35条4項】	次に掲げる施設を開設する場合は、認可や届出が必要になります。 ①家庭的保育事業等 ②児童福祉施設 ③認可外保育所	民生局福祉こども部 子育て支援課
73 □		食品衛生法の施設 【食品衛生法55条1項、57条1項】	次に掲げる施設を開設する場合は認可や届出が必要になります。 ①飲食店等(32業種) ②食品の販売業・製造・加工業、給食施設等	民生局健康部 保健所生活衛生課

74 □		特定給食施設・小規模特定給食施設 【健康増進法第20条、健康増進法施行規則第5条、給食施設の栄養管理に関する条例2条】	次に掲げる施設を開設する場合は届出が必要になります。 ①特定給食施設 特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとしており、継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設 ②小規模特定給食施設 特定かつ多数の者に対し、継続的に1回50食以上または1日100食以上の食事を供給する施設	民生局健康部 健康増進課
75 □		食肉加工施設 【と畜場法4条1項、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律3条】	次に掲げる用途を含む施設を開設する場合は、認可が必要になります。 ①と畜場 ②食鳥処理場	民生局健康部 保健所生活衛生課
76 □	 美容所  理容所	理容・美容施設 【理容師法11条1項、美容師法11条1項】	次に掲げる用途を含む施設を開設する場合は、届出が必要になります。 ①理容所 ②美容所	民生局健康部 保健所生活衛生課
77 □	 ・一般店 ・取次店  無店舗 取次店	クリーニング施設 【クリーニング業法5条1項、2項】 【クリーニング業等の営業に関する条例7条】	クリーニング所を開設する場合は、届出が必要になります。 コインランドリーを開設する場合は、営業報告書の提出が必要になります。	民生局健康部 保健所生活衛生課
78 □		興行場 【興行場法2条1項】	興行場を経営する場合は、許可が必要になります。	民生局健康部 保健所生活衛生課
79 □		旅館 【旅館業法3条1項】	旅館業を営む場合は、許可が必要になります。	民生局健康部 保健所生活衛生課
80 □	 公衆浴場  温泉	浴場 【公衆浴場法2条1項】 【温泉法15条1項】	次に掲げる用途を含む施設を開設する場合は、許可が必要になります。 ①公衆浴場 ②温泉利用施設	民生局健康部 保健所生活衛生課
81 □		民泊 【住宅宿泊事業法3条1項】	住宅宿泊事業（民泊）施設を開設する場合は、届出が必要になります	民生局健康部 保健所生活衛生課
82 □		化製場 【化製場等に関する法律3条1項、8条、9条1項】	化製場、死亡獣畜取扱場、製造施設、貯蔵施設の用途を含む場合は、設置許可が必要です。 動物の飼養、収容を行う場合も、許可が必要です。	民生局健康部 保健所生活衛生課
83 □	 第一種動物取扱業  第二種動物取扱業	動物系施設 【動物の愛護及び管理に関する法律10条1項、26条1項】	動物取扱業等を開設する場合は、登録等が必要です。	民生局健康部 保健所生活衛生課
84 □		動物診療 【獣医療法3条】	動物診療施設を開設する場合は、許可が必要です。	神奈川県環境農政局 県央家畜保健衛生所

85 □		海水浴場・プール 【神奈川県海水浴場等に関する条例9条1項】	海水浴場等を開設する場合は、許可が必要になります。	民生局健康部 保健所生活衛生課
				
86 □		卸売市場 【神奈川県卸売市場条例3条、18条、19条】	卸売市場の開設や変更を行う場合は、許可が必要です。	神奈川県環境農政局 農政部農政課
87 □		墓地 【墓地、埋葬等に関する法律10条1項】	墓地、納骨堂の設置や火葬場経営を行う場合は、許可が必要になります。	民生局健康部 保健所生活衛生課

助成・支援関係

1 □		がけ崩れ防止工事への助成	所有する敷地内のがけ・擁壁の整備に必要な改修工事費用の一部を助成します。補助の対象になるかどうかを調査する必要がありますので、必ず工事に着手する前に、ご相談ください。	都市部 宅地審査防災課
2 □		住宅の耐震診断補強工事補助事業	1.木造住宅耐震補強工事等補助 2.耐震シェルター・防災ベッド設置費補助(ご希望の際は事前にご連絡ください) 3.マンション耐震診断補助(ご希望の際は事前にご連絡ください)	都市部 建築指導課
3 □		空き家に対する解体助成	1.空き家解体費用助成事業(工事費用の2分の1、上限金額35万円) 2.旧耐震空き家解体助成事業(工事費用の2分の1、上限金額15万円) それぞれ要件があり、工事着手前に申請が必要です。	都市部 まちなみ景観課

※記載以外にも助成や支援関係を実施していますので、ホームページ等をご確認ください。